

届出と証明

問い合わせ 町民課 ☎377-3101(代)

○異動に関する届出○

住民異動の届出とは、転入届、転居届、世帯変更届、転出届などをいいます。この届出は、居住関係の証明、選挙人名簿の登録、学校の転入学、国民健康保険・国民年金の資格や給付、印鑑の登録と証明など、日常生活と密接な関係があります。

届出の種類	届出の場所	届出の期間	届出人	届出の際必要なもの			
				の届印鑑	国民健康保険証	国民年金手帳	証明書
転入届	黒埼町に転入したとき する届	新しく住所を定めた日から 14日以内		○	○	○	○
転居届	町内で住所が変わった ときする届け	転居した日から14日以内	本人又は 世帯主	○	○	○	
世帯変更届	世帯主変更、世帯の分離 合併	変更のあった日から14日 以内		○	○	○	
転出届	町外へ住所を移すとき する届	転出する日まで		○	○	○	転出届を出すとき に交付を受ける

○住民票と印鑑登録○

●住民票
住民票とは住民基本台帳法に基づき、世帯ごとに作成し、町民一人ひとりの住所、氏名、生年月日などが記載されています。選挙人名簿の登録、義務教育の就学、国民健康保険、国民年金などの基礎となるものです。日常生活に深い住民票に変更があったら必ず届出をしましょう。

●印鑑登録と証明
黒埼町の住民基本台帳に記載されているか、外国人登録をしている15歳以上の人は、1人1個の印鑑を登録できます。印鑑証明とは、本人の登録(届出)した印鑑の印影であることを公証するものです。不動産の取引、金銭貸借など重要な取引に使用されますので、取扱いは十分慎重に。(未成年者は親の同意が必要)

●印鑑を登録するとき
【本人が手続きする場合】①登録する印鑑 ②本人であることを証明する次のいずれかのもの (ア) 運転免許証 (イ) パスポート (ウ) 官公署発行の許可証・身分証明書(写真付きでプレス印(特殊押印加工)のある有効期限内のもの)の提示が必要になります。

上記②によって、本人であることが確認できれば、その場で印鑑手帳を発行します。②がなくて本人であることが確認できない場合は、自宅へ照会書を郵送します。照会書が届きましたら、照会書についている回答書を本人が持参してください。このときに印鑑手帳を発行します。

【代理人が手続きをする場合】①登録する印鑑 ※代理人の場合は、その場で印鑑手帳は発行できません。本人の意思を確認するため、本人の自宅へ照会書を郵送します。届きましたら、照会書についている回答書を本人か代理人が持参してください。このときに印鑑手帳を発行します。代理人が受領する場合は認印が必要です。

- 印鑑登録のできない印鑑
1. 住民票、外国人登録原票に記載されている氏名、氏又は名及び氏又は名の一部を組み合わせたもので表されていないもの(名については漢字、ひらがな又はカタカナに替えられているものを除く)
 2. 印影の一辺の長さが2センチメートル以上のもの又は6ミリメートル以下のもの
 3. 職業その他の事項を表しているもの
 4. ゴム印、その他印形の変化しやすいもの
 5. 流し込み、その他により多量に製造されていると認められるもの
 6. き損又はま滅しているもの
 7. 印影の明瞭でないもの
 8. その他町長が適当でないと認めたもの

●印鑑登録証明書の交付を受けるとき
印鑑登録証明書が必要なときは、町民課へ必ず印鑑手帳を持参して、証明書の交付を受けてください。印鑑手帳がないと証明書の交付は受けられません。実印は不要です。

○証明書類の申請方法と手数料○

種類	手数料	摘要
戸籍謄本	1通 450円	戸籍に記載されている方(除籍された方を含む。)全部を写したの。使用目的により、請求者に制限があります。
戸籍抄本	1通 450円	戸籍に記載されている方のうち、必要とする方だけを写したの。手続きは謄本の場合と同じです。
除籍謄本	1通 750円	戸籍に記載されている方が全員除籍された戸籍で、全部を写したの。請求者に制限があります。請求者の印鑑が必要です。
除籍抄本	1通 750円	戸籍に記載されている方が全員除籍された戸籍で、必要とする方だけを写したの。手続きは謄本の場合と同じです。
戸籍の附票の写し	1通 300円	戸籍に記載されている方の住所の異動について写したの。正確な本籍地と戸籍筆頭者名をお知らせください。 ※1
身分証明書	1通 300円	禁治産、準禁治産、破産の宣告の有無についての証明。本人以外の方が申請するときは、委任状が必要です。請求者の印鑑が必要です。
住民票の写し	3人まで300円※2	世帯の全員又は必要な方の住民票を写したの。正確な住所、世帯主名をお知らせください。 ※1
転出証明書	無料	国民健康保険証・国民年金手帳(加入している方)、印鑑手帳(登録している方)が必要です。 ※1
印鑑登録証明書	1通 300円	印鑑手帳が必要です。

※1 戸籍謄抄本、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、転出証明書の請求・交付には、請求者の印鑑が必要です。
※2 住民票謄本は4人以上1名増すごとに50円加算。

黒埼町史のひろば

平成十二年度、町史「通史編」と、「自由民権編」を発刊

町史編さんの新体制
昨年十月、担当者の病気による辞任等によって、町史の編さん体制が再編成され新発足しました。新しい体制は次のとおりです。平成十二年度に予定されている事業として、「通史編」と「自由民権編」の二冊を発刊する任務が課せられています。町民の皆さんのご意見ご要望をお聞かせ下さい。

- ▽校閲者
甘粕健先生(前新潟大学教授) — 原始・古代・中世各分野
本間恂一先生(県政記念館長) — 近世・近現代分野
高津斌彰先生 — 現代分野
小林妙子先生(前県女性政策課長)
- ▽編集長
五百川清先生(前県歴史博物館建設室嘱託)

▽編集協力者
水淳先生(前県立図書館課長)
相沢央先生(新潟大学文学部大学院生)
なお、「自由民権編」は、これまでどおりのメンバーのほか、次の校閲者、編集協力者を設けました。

- ▽校閲者
本間恂一先生(県政記念館長) — ほかは、従来のメンバー、部長の横山真一先生、部会員の原稿担当者)は、本間恂一、滝沢繁、河西英通、伊藤裕之の各先生です。
- ▽編集協力者
前掲、水淳、五百川清の各先生です。



山添武治氏葬儀

一枚の写真
このたび、町史「自由民権編」の調査で木場の山際精爾氏所蔵史料を見させていただきました。貴重な写真がたくさんありましたが、その内の一枚が、上掲の写真です。
この写真は、一九一四(大正三)年六月十一日、五十五歳で死去した山添武治氏の葬儀を撮った二枚の内一枚です。盛大な葬儀であったことがうかがわれます。葬儀会場などは明らかではありません。
山添武治氏は、昭和十三年発行の「黒埼読本」に「本村出身知名の士」の一人に選ばれ、「新潟毎日新聞」の創設者として紹介されています。発刊予定の町史「通史編」には、一八六〇(万延元)年九月八日、金巻村で酒屋を営んでいた山添源蔵氏の長男に生まれ、青年民権家として木場出身の山際七司氏に従って活躍したことが書かれています。